

審議会等の会議の記録

会議の名称	第2回伊勢崎地方卸売市場のあり方検討委員会
開催日時	令和3年12月21日(火) 午前9時30分～午前11時30分
開催場所	伊勢崎市役所東館3階災害対策室
出席者氏名	(委員) 齋藤委員長、重田副委員長、金井委員、三井委員、新井委員、 小林委員、塩谷委員、中田委員、桐生委員 (市場関係者) ㈱伊勢崎地方卸売市場 代表取締役 中里裕氏 ㈱伊勢崎地方卸売市場 市場長 阿久津陽信氏 (事務局) 戸田農政部長、田中農政部副部長(兼)農政課長、 久保田農政係長、竹澤係長代理
傍聴人数	3人
会議の議題	(1) 現在に至る問題点の整理について
会議資料の内容	委員会次第 資料1 第1回伊勢崎地方卸売市場のあり方検討委員会議事録 資料2 現在に至る問題点の整理について 資料3 耐震不足で市所有の建物を貸付することはできない。 資料4 貸付をするには、建物を耐震補強するか、建替が必要 となる。 資料5 施設整備には高額費用がかかる。 資料6 ㈱伊勢崎地方卸売市場は高額な費用は出せないと言っ ている。 資料7 市も費用負担は出来ない。 資料8 市の考え方。 参考資料1 耐震診断報告書(抜粋)補強概算プラン 参考資料2 補強鉄骨ブレースのイメージ 参考資料3 耐震診断報告書(抜粋)耐震補強概算予算

会議における
議事の経過
及び発言の要旨

1. 開 会

2. 委員長あいさつ

委員長の齋藤です。皆様、先ほど事務局からありましたけれども、この年末のお忙しい中、お集まりいただき誠にありがとうございます。

今回は実際に市場を見学したわけですが、本日は見学の内容を踏まえつつ、積極的に皆様にご意見をいただきたいと思いますので、どうぞご協力の程よろしくお願い申し上げます。

3. 報告事項

(1)第1回伊勢崎地方卸売市場のあり方検討委員会議事録」について

【資料に基づき、事務局より説明】

意見なし

4. 議事

(1)現在に至る問題点の整理について

【資料2、資料3に基づき、事務局より説明】

委員長： まず、「市は責任を負わない」旨を含めて貸付契約するということが果たしてできるのかについて、法律的な解釈も必要になってきますので、コメントをいただきたいと思います。

委員： 「市は責任を負わない」といった内容の契約があったとしても、契約当事者間で定められた契約責任は免れられるとしても、当事者以外の方の責任は免れられない。具体的には、設置又は保存に瑕疵があるということになれば、土地工作物責任ということで、事故があった時に怪我をされた方の賠償責任だとかを負う可能性がございます。耐震性を欠く、耐震不適格の状態が直ちに設置・保存の瑕疵というわけではありませんが、通常的安全性を欠く状態だということが認定されれば、土地工作物責任を負う可能性というのは十分ありえるという結論にいたると思われるので、契約だけでそれらの責任を免れることはできないということになると思います。

委員長： 仮に市と市場が合意していて、耐震基準を満たさないまま使っていた場合であっても、市場の利用者等の第三者が場内にいる際に、地震が起きまして建物が崩壊・崩落した等で人身に障害を負うとか、けがをされるという場合があると、賠償する責任が生じるという理解でよろしいですかね。

委員長： 皆さんご存知のとおり、卸売市場は納品される生産者や取引に関わる運送会社の方など様々な方が利用されるということを踏まえ、市と市場が合意しているからといって、そのまま使い続けるというわけにはいかな

会議における
議事の経過
及び発言の要旨

いかなというように、私は考えておりますが、そのような整理でいかなもののでしょうか。

委員：市場は避難所等の指定になっていないのでしょうか。

農政課：避難所の指定にはなっておりません。緊急時の物資集積拠点等に指定されています。

委員：所有者の責任というのは、市の責任ということでしょうか。それとも、貸付けられている市場の責任ということでしょうか。

委員：法律上の所有者というのは、今回のケースであれば市にあたる。市が所有権を持っていますので、建物の所有者である市が所有者としての責任を負うこととなります。市場の方は、土地工作物の場合は、占有者という扱いになります。

委員長：基本的には耐震基準を満たしていない以上、このまま何も手出しをせずに使い続けるというのは、もうほぼできないだろうということは、皆さんご理解をいただけたのかと、共通の認識だと思うのですが、耐震基準を満たしていない中央棟の部分だけを立ち入り禁止として、例えば、荷受けの部分や周辺の冷蔵庫の部分等は使えるのではないということもできますけれども、中央棟部分を立ち入り禁止として使わないということは難しいという見解が出されています。その点についてご意見をいただきたいのですが。

委員：真ん中が事務棟で、その両側が授業を受ける教育棟というように教育施設に例えた場合、この事務棟が使えないとなると授業を受けるところだけになる。そうになると、たぶん市場関係の人は、事務的な処理がひとつもできなくなると思うので、使わないとしても使う場合には付属の施設を足さないと無理だと思います。

委員長：中央棟には今おっしゃったような事務的な機能が集約されているということと、資料3にありますように、機械設備等が集約されているということもあって、部分的に立ち入り禁止にしたとしても、市場の機能が損なわれるだろうということなので、部分的に立ち入り禁止にして、その他使える部分だけ残していくというのは難しいのではないかと整理ができるかと思うのですが、このような認識で委員の皆さんよろしいでしょうか。

委員：中央棟を使わないという一つの考え方ですが、これはそのままにしておくということで、取壊すことではないという理解でよいでしょうか。

委員長：差しあたっては使わないでそのままにしておく。残された部分で事業を継続していく考えでいます。

委員：最悪のケースを考えると、例えば大きな地震が来てそこが壊れるという可能性もあり得るわけです。それが両脇の棟への影響もあると考えられるのではないかと思います。

委員長：仮に中央棟だけを閉じた状態で、実際に前回見学された方はわかると思うのですが、向かって左手に青果棟があつて、右手に水産棟があつたかと思うのですが、中央棟だけ封鎖して中央の安全性を確保した場合でも、万が

会議における
議事の経過
及び発言の要旨

一揺れがあった場合は、中央棟の被害が、両側の青果棟・水産棟へ被害が及ぶ懸念があるということでしょうか

委員：万が一があった場合は、責任を追及されると責任は逃れられなくなってしまうのでしょうか。

委員：おっしゃるとおり中央棟を使わなかった場合に、中央棟部分の管理者の問題も出てくると思います。一次的には占有者が責任を負い、最終的には所有者が責任を負うということになります。まず最初に、矢面に立って責任を負うのは占有者であるということ、中央棟を使わないということになった場合に、それを適切に管理するのは市なのか、それとも市場が継続的に管理するのか、そのあたりの責任の所在という点でも、危ない中央棟を管理するという観点からは適切ではないと思います。

委員長：整理しますと、耐震基準を満たしていない中央棟だけを閉じて、他の残された部分で市場を運営していくというのは、安全上も法的にも懸念材料が多すぎるというような理解ができるかと思います。このことを踏まえますと、基本的には耐震基準を満たすような工事を行うか、あるいは建替えを実施するかのほぼ2択をせざるを得ないのかなという整理ができるかと思うのですが、このような整理で問題ないか委員の皆様からご意見をいただきたいと思います。

委員：中央棟には主要設備が入っているわけですが、中央棟を閉じて機能させないような形にしても、市場としての機能は運営できるのでしょうか。高架水槽や電気施設がないと市場としての役割を果たせないとすれば、委員長がおっしゃったように、耐震をする、もしくは建替えをするということをししないと、市場としての役割を果たせなくなってしまうかと思えます。

委員長：中央棟にある機能を単純に閉じただけでは、業務の遂行はできないのではないかというご懸念でよろしいでしょうか。その点について、実際の当事者である市場の方からコメントをいただきたいと思えます。

市場：中央棟の3階に水道施設があります。市の水道を受水槽で受けて、それを中央棟の屋上の高架水槽に引き込んで、そこから各施設の方に水道を回しております。水産の方は魚等を水で洗浄しますので、水がなければ運営はできません。青果の方は水をあまり使わないのですが、一部の所に加工場があり、水を回しておりますので、水道施設は重要な施設になっております。また、電気室が中央棟の3階にありまして、約6,200Vの電源が引き込まれており、そこから各施設に電気を供給しています。中央棟の出入りができなく立ち入り禁止になると、市場の機能として失われてしまいます。それと、現在は2階が事務所として使用しており、1階は関連店舗が入っていますので、そちらの機能がなくなると、新たな施設がないと市場の運営はできないと考えております。

委員長：中央棟を単純に閉じて使用せずという判断を仮にした場合でも、今、市場から説明がありましたとおり、仮に中央棟を使えないような形で事業を継続する場合であっ

会議における
議事の経過
及び発言の要旨

ても、関連事業者の店舗の設営ですとか、あるいはインフラの部分で心臓部とも言える水道や電気の機能が中央棟に集中していることを踏まえると、インフラ部分をまた新たな形で設ける必要があり、単純に中央棟部分を閉めて事業を続けましょうということではできない状況になるのかなということがより明らかになったのかと思うのですけれども、その整理で皆様よろしいでしょうか。委員の皆様、ご意見を頂戴できればと思います。

うなずかれています方が多いように見受けられましたので、基本的には何らかの形での施設の整備というものが必要になってくるところがあるかと思っています。

【資料4に基づき、事務局より説明】

委員：施設の耐用年数は何年で計算しているのでしょうか。

農政課：施設につきましては38年で計算しておりまして、耐用年数は既に超過している状態です。

委員：市場関係事業者とは業者でしょうか。それとも生産農家を含めてでしょうか。

市場：市場関係事業者につきましては、市場施設をお使いになっている方を対象にしています。中には、買受人組合、俗にいう市内の小売店の代表者の方を加えての市場関係者としています。

委員：特に農家にあった方がいいとか無くしてもいいとかの意見を今までに聞いたことがありますか。

市場：聞いておりません。

委員長：今ありましたとおり、ここに言う市場関係者というのは、生産者などの出荷者は含まれておりませんで、市場内に実際に買受人として買い物に来られる小売店の方、あるいは仲卸の方という認識でよろしいでしょうか。

市場：はい。

委員：施設面積について、水産棟現有面積の65%、関連店舗の30%の減と書かれていますが、関連店舗の減というのは、これからそこにいる店舗数が減ることがあるということでしょうか。それとも実際に活動している中でもう30%は必要ないという考えなのでしょうか。

市場：現有面積の縮小ということです。現在使われている店舗が活動できる中で、減らせる面積の減ということで考えております。

委員長：あくまで事業者が減ることではなくて、面積が減るという理解でよいでしょうか。

市場：はい。

委員：水産棟の現状は、冷凍庫だけしか使われていないのでしょうか。冷凍庫をメインで使って、鮮魚の扱い等の部分は一切ないのでしょうか。

市場：今現在、水産の卸売場の方はやや倉庫的に利用しているので、その面積を縮小しまして、使用できる範囲で考えた面積でございます。

委員長：水産棟現有面積の65%減というのは、現状倉庫的な役割が中心となるので面積が削れるという理解でよろしいでしょうか。

会議における
議事の経過
及び発言の要旨

- 市場 : はい。
- 委員長 : 資料4の裏面に、市場の見解として確認事項の抜粋という形でコメントが載っていますが、それ以外に補足しておきたい点等はないでしょうか。
- 市場 : 施設面積についてですが、9月10日付けで市場から市へ送った回答文章での施設面積ということになっていますが、青果棟を使っております長野連合青果が6月いっぱい撤退ということになっています。当時考えた案としては、青果棟は現有面積の1%減ということで検討したのですが、時間も経ち、内容も変わってきておまして、今現在の青果棟の必要面積は現行の4,000㎡くらいで使用ができると考えております。今現在の青果棟の使用面積が5,479㎡ありますが、仲卸の面積も考慮すると約3,600㎡で営業できると考えおります。
- 委員長 : 現時点では、青果については卸売会社の利用は想定していなくて、仲卸業者の利用を想定されているということでしょうか。
- 市場 : 卸売業と仲卸業者の両者の利用で、この面積で済むということを考えています。
- 委員 : 9月10日現在の市場の見解がありましたが、その後、レンゴー青果の撤退ということも聞いております。その後の卸の誘致等はどのようになっていますか。
- 市場 : 今現在、2社から問い合わせがありましてお話を聞いている状況でございます。
- 委員 : 問い合わせということですか。
- 市場 : はい。
- 委員長 : 長野連合青果が撤退された後の卸売業者の進出予定はあるのかという質問に対して、現状2社からの問合せが入っているということでありました。
関連してですが、この2社に対しては、施設面積というのは現状ベースなのか、今後の縮小の方向での話をされているのか、あるいはそこまで話が進んでいないのか。差し支えがなければ教えてください。
- 市場 : 現状ベースのお話しかできません。市との契約の関係で今協議中ということなので、来年7月1日以降の面積、また使用料の関係については不明であるということでお話してあります。
- 委員 : 青果棟の床面積15,877㎡に対して55%減の7,200㎡で継続が図れると。先ほどの説明の中では4,000㎡や3,600㎡と言っておりました。これは、レンゴー青果が撤退した場合であって卸売業と仲卸業での使用面積での縮小というのが3,600㎡ということでしょうか。また、交渉している2社によっては3,600㎡ではなくて、もっと広く求めてくる場合もあるということの理解でよろしいでしょうか。
- 市場 : 水産棟は1,260㎡から433㎡、青果棟は5,500㎡から3,600㎡、中央棟は2,335㎡から883㎡であります。なお、中央棟883㎡は2階事務所、1階関連店舗を含めた数値であります。このような縮小面積の運営ということで考えております。また、先程の2社からの問い合わせの中で、もし要望があれば、青果棟の面積は変わってくるのかなと思いま

会議における
議事の経過
及び発言の要旨

す。

委員長： 確認ですが、資料4には青果棟は延床面積15,877㎡に対して55%減の7,200㎡とありますが。

市場： この表記としましては、水産棟、青果棟、中央棟を合わせた延床面積が15,877㎡ということです。青果棟のみではございません。

委員長： 確認ですが、県内なのか県外なのかわかりませんが、卸売業の商談が来ている状態とすれば、あくまで今の青果棟の面積でお話ししているということでしょうか。

市場： 今の青果棟は青果の売り場と物流をやっている場所があると思いますが、物流をやっている場所を抜いた、あくまでも青果の売り場としての話をしています。

委員長： 純粋に卸売会社が使うであろう面積ですね。

市場： はい。

委員長： 物流というのは仲卸業者等が使う面積ですね。

市場： はい。

委員長： 資料4の見解としては、施設面積を縮小して、建替えをするという方向で一致されているということでしょうか。

市場： はい。大半の方が賛成していただいております。

委員長： 耐震不足が今問題となっているわけですがけれども、耐震不足を解消するには、耐震補強を行うか、建替えかというところで、資料4の内容について議論を深められたかと思えます。

【資料5に基づき、事務局より説明】

委員長： 今、事務局より資料5、施設整備には高額費用がかかるについて説明がありましたけれども、耐震補強を行う場合は3億円かかると提示されておりますけれども、ここに示されているとおり、市場の営業をしながら工事を行うとなればさらに工事費が高みますと注意書きという形で書かれております。また、建設から長い年月が経った建物でありますので耐震補強を行った場合でも、いずれかのタイミングで補修工事等が必要になってくるという説明もございました。施設整備について高額な費用がかかる点について、委員の皆さんからご意見をいただきたいのですが、いかがでしょうか。

委員： 足利市場がどのようにしたのかわからないのですが、伊勢崎市場の場合は、問題となっている中央棟だけを建替えるということなのか。他の水産棟、青果棟はそのまま活かしてという考え方なのでしょうか。

農政課： 全部取崩して新たに建物を建てたということを想定しております。足利卸売市場も建物を全て取壊して新たに建てたという方法をとっております。10億円かかったというように伺っております。面積的にほぼ同程度になるものなのかなと想定いたしまして、こちらの金額を提示させていただきます。

委員長： 全面的に建替えるとしたら足利市場は10億円程度の金額がかかっているということになります。

会議における
議事の経過
及び発言の要旨

皆様の共通認識としては、耐震補強する場合であっても、建替える場合であっても高額な費用がかかるということは共通認識になったかと思うのですが、いかがでしょうか。

【資料6に基づき、事務局より説明】

委員：資料6はあくまで建替えに対しての費用の出し方についてであって、耐震補強に対しての考え方についてはまた別という考えでよいのでしょうか。

委員長：市場の見解ということで出ている資料なのですが、補足事項等々はないですか。

市場：先程来の内容で出ているように、今、建物は市の所有物であり、我々が受けているのは公設民営で市場を運営させてもらっています。これがいつの間にか民設民営の市場のあり方にすり替わってしまっているような伊勢崎市の判断だというように思っております。今までどおり公設民営でという考えで、我々は市が建物を建てるべきなのではないかということをお願いさせていただきます。

委員長：高額な費用負担は難しい。また、公設民営という形で事業を受けているという立場なので、なんらかの補助を市側をお願いしたいという意見でよろしいでしょうか。

市場：はい。

委員：国の補助1/3というのは、建替えないと出ないものなのか。中央棟を壊して、そこだけを改装するのでは1/3は出ないのでしょうか。

農政課：こちらの補助金については、建替えまたは耐震補強等を行った場合に該当します。

委員：卸売市場法上の開設者という概念なのですが、民営化に当たっての開設者の地位の移転については、民営化に伴い市場側に移っているという認識でよろしいのでしょうか。

市場：毎年、国から県を通して市場の実態調査というのがございまして、そこに市場の運営形態というのがございまして。卸売市場の区分としては、公設、準公設、これは第3セクターのことです。それと民営の3つに分かれております。平成16年度から公設の伊勢崎市場から民営になりまして、解釈ですと、開設になったということなので、民営化による伊勢崎市場ということになります。土地・建物の所有権は関係なくて、経営は民営の市場という扱いになります。

委員長：すみません、もう一度ちょっとお願いいたします。理解できなかったのです。

市場：地方卸売市場の区分というのは、公設、準公設(第3セクター)、民営の3つに分かれてございまして、土地、建物の所有権ではなくて、開設についての区分であるということで、民営化による民設市場ということの取扱いになっております。

委員長：卸売市場法上は民設ということでしょうか。

市場：呼称は民営化された市場と呼ばれています。建物は市

会議における
議事の経過
及び発言の要旨

が持っていても関係ないという話です。

委員 : 建物をどなたが持っていても、貸し付けてもらって開設者になることはできると思います。単に管理業務委託でその場の管理とかではなくて、市場の開設者としての地位にあることを前提として議論でよいのかというのが、質問です。

市場 : 解釈としてはそうなります。株伊勢崎地方卸売市場が県に対して申請をしたので、開設者は我々という位置付けになります。

委員 : 市に対する開設者の事務等は市場側で手続きしているということですね。

市場 : そうです。

委員長 : 卸売市場法上は、開設者は株伊勢崎地方卸売市場という形ですね。

市場 : はい。

委員長 : 今、非常に重要な点が確認できたかと思います。

施設整備について高額な費用負担であると市場側からの意見が出ていますけれども、これを踏まえつつ、建物、土地の所有者である市側の意見を求めたいと思います。

【資料7に基づき、事務局より説明】

委員長 : 費用負担についてですが、法律上の観点はかなり含まれていまして、先程、卸売市場法上の開設者について等々の質問がありましたけれども、関連して、資料7には、市は市場施設における修繕の義務を負担しないものとし、という形で無償貸付契約を結んでいるという部分がございます。法律上の観点が十分ありますので、コメントを頂戴したいと思います。

委員 : まず、当事者間の契約責任という観点からのコメントになりますが、あくまで当事者間においては、契約上修繕義務は負わないという契約であった以上、修繕義務は契約上負っていないということになります。当然そういった契約が終了したときに、終了に伴う修繕を義務として求められる、定められているということもないというように考えられると思います。ですから、民営化によって開設者の地位も移転して、無償の契約がなされているという現状を踏まえたと、新たに市が自ら修繕義務を負うという契約に合意するということがない限り、契約上の修繕義務というのは発生していないものと考えます。ただ、そのまま所有者であり続けるのであれば、土地工作物責任や耐震不適合に対する取壊すことなどの対応が別途必要になるというのは先程述べたとおりです。あとは、新たな契約等については、法的義務というよりは選択の問題なのかなと思います。

委員長 : 契約上は、市側は修繕の義務は負ってはいない。ただし、土地、建物の所有者としての責任が生じてくるという理解でよろしいでしょうか。

委員 : そうですね。法的な契約上の責任は負わないということです。ただ、建物と土地の所有者としての対応は必要

会議における
議事の経過
及び発言の要旨

となってくるということです。

委員長：市が所有者なのですが、所有者が耐震改修をしなければいけないという形になるのでしょうか。

委員：市が所有者であり続けるということであれば、その契約や管理の仕方として、所有者としての対応が必要になってくる。ただ、新たな契約を締結するのか、取壊すのかというのは、契約当事者として拘束されているわけではありません。法的な義務はないのでどのような契約をするかは当事者の話になるかと思います。

委員長：なんらかの形で耐震を満たすようなことをしなければいけないわけですが、それについては、法的な観点よりも市と卸売市場との契約、話し合いの部分で調整していくということによろしいでしょうか。

委員：先程の議論で、耐震性のないものは使い続けられないという結論がでていることを前提にすれば、使い続けるということであれば対応が必要になってくると思います。所有者が選択肢の中でどういう契約をしていくのかというのは、法的義務という問題ではなくて、選択肢の中で考えられることということになると思います。

委員長：費用負担についてですが、市は費用負担できませんとしています。仮に市が耐震工事なり建替えという部分で耐震性を満たすような取組みをした場合、建物の使用者に使用料として費用の全部なのか一部なのかはともかくとして、使用者に負担してもらうということを法律上できるのか。あるいは一般的な理解なのか、お伺いしたいのですが。

委員：仮にそのような契約ということで、市が一旦負担しましょうということ合意したという前提で話をすると、市が所有者になって建物を建てて、それを貸すということですので、貸して賃料を取るとは有償の賃貸借契約ということになりますから、これは一般的な扱いではあると思います。ただ、この資料の中で、市の応分の補助の方法として、市場は使用料として市に返済していくという表現をとると、ちょっと通常の取扱いとは違うのかなど。返済していくという表現をとると、金銭消費貸借として、市が市場にお金を貸して、その弁済としてお金を受け取るというは、ちょっと一般的ではないかというように考えます。

委員長：これは言葉の表現の問題ということでしょうか。

委員：表現の問題というよりは、どういう契約を締結するかという問題になりますので、単に表現の問題にとどまらない整序をする必要があると思います。あくまでも市が所有者となって賃貸借契約を締結して賃料を回収していくのか。それとも、市が民間企業にお金を貸すということが果たして出来るのかというのを確認する必要がありますが、そういうスキームを取るのであれば、消費貸借契約を締結して、弁済として受領するのかというのは確認する必要があるかと思います。先程の質問の趣旨からすると、一般的な取扱いについては前者の方で、後者の方は使用料として弁済を受けるというのは特殊とまで言えるかわかりませんが、一般的な取扱いではないのでは

会議における
議事の経過
及び発言の要旨

ないかなと思います。

委員長： 資料7にあるように、使用料としての市に返済というようなスキームは難しいだろうなということによろしいでしょうか。

委員： その難しいという趣旨は。

委員長： 返済というものであれば、要するに借金の契約みたいなものを結ばない限りできないということでしょうか。

委員： 消費貸借契約としての契約を当事者間で履行出来るのかという問題になってくるかなと思います。市がそもそもそのように貸付けできないということであれば、その時点でそういうことが出来ませんでしょうし、実際に貸付けることが出来たとしても、その契約条件に応じられないことであれば、それはそれで実現できない締結ということになります。

委員： ちょっと今の説明でよくわからないのですけれども、市が大家として市場を建てて、市場の運営会社に使用料として求めるといのはいいのではないのでしょうか。家賃の貸借はいいと思います。市は返済契約というのはできるのでしょうか。要するに、市が貸主になって市場が借りて、それを市に、行政に対して返済するというのは何か変な感じがするのですが。大家として建物を造って、そのかかった費用に対して全部なのか一部なのかを、市場に対して使用料としてもらうというのは可能なかどうか。その辺がちょっとわからないのですけれども。

委員： 市の補助のあり方として、市に返済していくというように書かれているのですが、一般民間企業に金銭の消費貸借契約を締結できるのかといった扱いが議会を通して認められるのかどうかは疑問です。そういう貸付制度とかがあれば、そういったものを利用していただくことになるのだらうと思います。私もその議会の扱いだとか、制度のあり方というのはいわからないので、この程度のコメントになってしまいます。

委員： 資料6に戻ってしまうのですが、これは足利の場合だと国の補助金を利用して、1/3は国からの補助金を得て、2/3は市場側が借入れなりをして返済するという形の例なのではないでしょうか。あくまでも市は全然関係のないというか、市場側で補助金を得て借入れを起こして、後は市場関係者からの使用料で返済に充てていくという例ということですか。

農政課： 実際に詳しい正確な内容的なものの確認は取れていないのですが、お話しを伺ったところ、足利市場の場合、補助金等は一切もらっていないとのこと。また、新しく建てることに対して市の方から補助はもらっていないとのこと。取壊しの費用は足利市が負担したということ。基本的に新たに建てた建物に対しては、市は補助していないと伺っております。また足利卸売市場に関しては借入れを株式会社が起こして建てたものと思われ。

委員： そもそも補助金をもらうに当たって、農家も補助金をもらうにはハードルがあるのですが、申請すればすぐに

会議における
議事の経過
及び発言の要旨

もらえるものなのか。ハードルの高さ等を把握しているのであれば教えていただきたい。

農政課： 補助金については、先ほどの説明の中でもありました建替えと耐震補強については、その他にもありますが、その二つは補助金の対象になります。建替えの場合は、例えば、コールドチェーンというもの、これは暖かい空間がないような状態を続けられるような施設のことになりますが、このような施設にしなければならない。また、流通の効率化が図られるような施設にしなければならないなどの条件を付して、その整備のためであれば補助金を出すということになります。また、補助金を申請し、国の方で採用されればということになりますので、出したらすべて補助金がもらえるというわけではないと思います。

委員： 多分、豊洲市場もそのような施設であると思います。施設内の暖かいところがないところをそのまま移動できるようになっていると思います。このような施設と比較すると、多分費用はもう少しかかるのかなと思います。内容はわかりました。

委員： 補助金に関連してですが、農家も結構申請しているのですが、一般論として、現状の計画よりも計画が上がっていくというような前向きな計画となるようにというものが基準になっています。これに関してはわかりませんが、一般論としてはこのように理解しています。

委員長： 特に国の補助金を利用する場合は、あくまでも一般論ですけども、単純に現状の建替えという形では認められるわけではなくて、何らかの設備の高度化や施設の高機能化というものが備わらないと、補助金としては採択されないのではないかと思います。当然な状況かと思いますが、個人的な経験ですと、そういった内容ではないと審査に通らなくて採択されないということは往々にしてあり得ます。恐らく、今までのような、前回見学していただいたような外気が触れるような構造というものは、補助が通らないのではないかと思います。

市場側の意見を整理しますと、施設の整備負担については、現状をみると市場が行うところがあるかと思いますが、一方で、高額な費用を負担することは難しいということと、先ほどの資料にありましてとおり、使用料そのものが高額になっていくと事業継続が難しくなるということがお話として出ていたかと思いますが、施設整備については、基本的には必要とする者が整備していかざるを得ないのかというところがあったかと思いますが、ただ一方で、耐震性能を満たしていない建物の現状を踏まえますと、耐震性能をいかにして保つかという部分と、補助金を利用する場合であれば施設の高度化は避けて通れないわけですから、その整備をいかにして進めていくところが非常に難しい問題になるかと思いますが、委員の皆様としましては、この部分についていかがお考えなのか少しお聞かせいただきたいと思います。

資料6に卸売市場側からは高額な費用負担はまずできないということが出ておまして、市側も費用負担はでき

会議における
議事の経過
及び発言の要旨

ないというところが論点として出ているわけです。このままですと全く平行線のままであるので、委員の皆様からお知恵をいただくというような形で、ご意見等をいただきたいのですが、いかがでしょうか。

委員： 法的な整理については先ほど申し上げましたとおり、法的に市側が修繕義務を負っているわけではないというのが前提なのですが、その上でさらに市が対応するという事になれば、それなりの公共性や必要性という議論につながっていく話をせざるを得ない。まさに市がどういった施設をどういった形で支援していくのかといった問題になるのではないかと思います。ですから法的義務というよりは、まさにあり方の問題になってくるのではないかと、そのような整理になるかと思えます。

委員長： 法的には整備の義務はないと言いつつも、法的な解釈の話で議論は平行線のままになりますので、公益性や必要性という議論が必要になってくるかと思えます。

農政課： すみません、一つだけ補足をしたいのですが、よろしいでしょうか。

委員長： はい、お願いします。

農政課： 先程の質問がありました足利市場の例について補足させていただきたいのですが、足利市場の土地はもともと民間の株式会社がお持ちになっていたものです。その点が伊勢崎市と違う点でございます。建物に関しては、もともと足利市が持っていたものなのですが、それを取壊して、民間の株式会社が新たに建てたという状況で、伊勢崎市とはちょっと違うのですが、建物が幾らくらいかかるのかという参考の例として、同規模程度の足利市場は10億円くらいかかったというような説明となります。

委員長： 今、事務局より補足のあった点は、建替え案の例として取り上げている足利市場ですけれども、土地については民間が所有しており、建物は市が所有していたという整理でよろしいでしょうか。

農政課： はい。

【資料8に基づき、事務局より説明】

市場： 資料8の裏面、令和3年9月2日に申出に対する確認事項とありますが、当市場といたしましては、9月10日付けに伊勢崎地方卸売市場に係る市有財産貸付契約の申出における確認事項についての回答ということで回答しております。その中で、この資料ですと、具体的な資料などの提示はありませんでした。ということで市の見解で述べさせていただきますが、9月10日付けの回答書につきましては、2項目におきまして、中・長期的ビジョン及び施設整備計画についてということで、資料の提示はございませんが文面において提示してございます。初めて具体的な資料がないということになっておりまして、12月1日付けの上毛新聞等の記載にもありましたけれども、市の方では、市場の方から具体的なビジョンが提出されていないということで、あたかも市場の方が市の照会に対して誠意がないような取り扱いをされているような感じもございま

会議における
議事の経過
及び発言の要旨

す。9月10日付けに中・長期的ビジョンということで、建物の面積、青果の仲卸の関係、今後の運営の方法、今後の市場のあり方はこのような方法でいくのがよいのではないかということ現場サイドの方で考えた内容について提出してございます。

委員長： この点について補足なりコメント等ございますか。

農政課： 9月10日付けで回答をいただいておりますビジョン等との文面のことですが、現状の半分程度の市場風の建物を計画していますと。一般市民にも気軽に来場できる閉鎖的ではない施設にするなど集客におけるアイデアは示していただいております。

ただ、卸売市場として何が必要で何が必要ではないかといった、おおもとの卸売市場としての運営に対する明確な資料はございませんでした。その観点から明確な資料等がないというような表現になってしまっております。

委員長： 今の点を整理しますと、卸売市場側とすれば回答事項の中で、中・長期的整備計画として、一般市民も利用できるような市民市場的なものの開設を計画している案が出されているようですけれども、市側としますと、それ以前に卸売市場としての部分の言及がなかったというように理解なされるかと思いますが、それでよろしいでしょうか。市場側と市側の双方にお聞きしますが。

市場： ここまでくると、ここで言った、言わないという喧嘩のようになってしまうので、この場合はそれで。かなり問題のある発言だと思いますけれども。

委員長： はい。わかりました。

委員： 農家からしてみますと、自分も25年位前に当時の公設市場に出荷していたこともありますけれども、持続性というところで、その場で買ったものをその地域で流通するような市場ではなく、要は、レンゴー青果がやっていたのは、中間地点として保管していて、そこからまた運ぶというような形であったので、これが持続性につながるのかなという気はいたします。もう少し地産地消ではないけれども、その場で出荷されたものが、この伊勢崎市内で流通されるような、今現在は青果卸がまだ決まっていないということなのでどうなるのかわかりませんが、そのような将来性があればいいのかと思っております。

委員長： 生産者からの立場として地場流通を強化するような機能が必要になってくるのではないかと。今後の将来性の部分では、そのような観点も必要ではないかという意見です。

委員： 地場流通としては、農協が直売所を6店舗もつくって頑張っています。どの店舗も利益を出すのが大変で、今年はまだ手数料を改定して上げました。スーパーに入っているものは、手数料は高いのだけれども、お店にとって損はたからないのです。ただ持ってきて売ってもらったもの手数料をもらうだけなので、お店は赤字にならないのです。スーパーが農家の野菜を売っているのは、店自体の費用はかかっていないし、お店は手数料

会議における
議事の経過
及び発言の要旨

を好きなだけ取れる。農協から比べれば2割、3割くらい高いと思います。農協はだから頑張っているかなと思います。消費者はどうしても野菜が高ければ、直売所に来るけれども、値段が下がるといつも行っているスーパーに行ってしまう。その関係は大変ですよ。あと、農協も集送センターを持っていて、一元集荷して重点販売しているの、地方の市場の使い方というのがどのようになっているのかわかりませんが、レンゴー青果に農協が出したとしても、市内に出るのは少ないと思います。市場はほとんど転送が多くなってきている。市場の中身がどのようになっているのか、私たちは生産するだけなのでわからないので、システムというものも聞きたいような気がします。

委員長： 卸売市場の機能が分かりにくいというのは、わりと以前から言われていることで、今日の会合ではそこまで踏み込むことはできませんので、今日の議論を整理しますと、まず、基本的には耐震基準を満たしていないものを使い続けるということはできませんということは、皆さん共通認識しているかと思います。続いて、耐震基準を満たすために、耐震補強工事を行うか建替えか、それぞれメリットなりデメリットなり、また、費用面でも高額になることは整理できたかと思います。今、後半部分では、生産者の立場から卸売市場の機能強化が必要であることや、もう少し中身の見える化という話が出てきました。今後、持続的な市場運営を行うという部分で、短期的には耐震化を満たすという部分をクリアしなければならないのですが、今後、市場側は持続継続していく上でも高額な費用負担はできませんということを表明されています。のであれば、行政側とすれば何らかの手助けなりが求められるかと思うのですが、行政側の立場からすれば、事業の継続性や公益性、社会的な責任みたいなものがどのように果たされていくのかというところが、必要な項目になってくるのではないかと思います。

次回以降は、卸売市場の持つ公益性、機能性の部分、また先程申し上げたような生産者側から見た卸売市場に期待することというものが出来てまいりましたので、この点を皆様に議論を深めていただきたいなというように考えております。

つまり、次回の委員会では、市民の皆様が納得できるような公益性ですとか、もちろん生産者の方々から理解が得られるような形で、議論の内容を深めていきたいなというように考えております。

当然、費用負担が難しいという市場の意見もわかりますし、安易な公的な支援をできない、法律的には市が整備の義務を負わないというところは明確になっていますので、その法律上の義務を超えた支援をどのような状態であればできるのかというのが、ひとつ明らかにならないと身動きがとれないと思いますので、繰り返しになりますが、次回の委員会では、卸売市場の公益性、必要性について議論を深めたいと思いますので、ご準備をぜひお願いしたいと思います。

本日の議事は以上となります。ご協力どうもありがとうございました。

5. その他

- ・次回の開催予定

6. 閉会

会議における
議事の経過
及び発言の要旨